

定 款

CYBERDYNE株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、CYBERDYNE株式会社と称し、英文ではCYBERDYNE, INC. と表示する。

(企業理念)

第2条 「科学技術は人や社会の役に立つてこそ意味がある」との考えに基づき、平和目的のための科学技術の研究開発・活用および企業活動を基本理念とする。

人や社会が直面する様々な課題を解決する革新的技術を創出し、事業化と社会実装を通して新産業創出を進めるとともに、これらの活動を通して使命感と情熱をもって未来開拓に挑戦する人材を育成する。

「夢」、「情熱」、「人を思いやる心」を備えたチャレンジャーとして国際社会を牽引し、未来開拓を推進する。

(目 的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療福祉機器および医療福祉システムの研究開発
- (2) リハビリテーション支援機器およびリハビリテーション支援システムの研究開発
- (3) 高齢者・障害者用の身体機能補助機器および身体機能補助システムの研究開発
- (4) 身体機能増強・拡張機器および身体機能増強・拡張システムの研究開発
- (5) 災害レスキュー支援機器および災害レスキュー支援システムの研究開発
- (6) エンターテインメント機器およびエンターテインメントシステムの研究開発
- (7) 重作業支援機器および重作業支援システムの研究開発
- (8) 前各号に関連する機器およびシステムの製造、リース、レンタル、販売および保守管理
- (9) 運動施設、フィットネスクラブの経営および指導ならびにこれら施設に関わるインストラクターの育成、トレーナー教育事業
- (10) 介護用品および介護機器の販売
- (11) テクノロジー提示環境の企画および運営
- (12) 飲食店の経営
- (13) ショールーム等の展示場およびオフィスの賃貸、管理ならびにこれら施設用途の什器、備品および用品の販売、賃貸
- (14) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (15) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (16) 前各号に付帯し、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を茨城県つくば市に置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6億9600万株とする。

2 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 普通株式 6億1830万株
- (2) B種類株式 7770万株

(単元株式数)

第7条 普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約

権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第 3 章 普通株式およびB種類株式

(剰余金の配当および残余財産の分配)

第13条 普通株式およびB種類株式にかかる剰余金の配当および残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。

(議決権)

第14条 普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）およびB種類株式を有する株主（以下「B種類株主」という。）は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(普通株式にかかる種類株主総会の決議を要しない旨の定め)

第15条 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(B種類株式にかかる譲渡制限)

第16条 B種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、譲受人がB種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条または第137条第1項の承認をしたものとみなす。

(B種類株式にかかる取得請求権)

第17条 B種類株主は、いつでも、当会社に対して、その有するB種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社はB種類株主が取得の請求をしたB種類株式を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、B種類株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。

(B種類株式にかかる取得条項)

第18条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日)の到来をもって、その日に当会社が発行するB種類株式の全部(当会社が有するB種類株式を除く。)を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

(1) 当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換または株式移転(他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。)にかかる議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合 当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日の前日

(2) 当会社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当会社の株式の数が当会社の発行済株式(当会社が有する株式を除く。)の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合 当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日

なお、本号において「所有」、「公開買付者」または「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める所有、公開買付者または公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けをいう。

(3) 株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権を行使することができる株主の議決権(但し、第7条にかかわらず、普通株式及びB種類株式のいずれの単元株式数も100株であるとみなして、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。)の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が、当会社が本号に基づき当会社が発行するB種類株式の全部(当会社が有するB種類株式を除く。)を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することに賛成した場合 当該株主意思確認手続の日から90日目の日

なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1)山海嘉之が当会社の取締役を退任した場合(但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。)に、当該退任の日(当該退任と同日を含む。)から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2)直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のもの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基

準日として取締役会の決議により定める日をいう。

- 2 当社は、B種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第1項に定める日に、当該各号に定めるB種類株式を取得し、当該B種類株式1株を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。
 - (1) B種類株主以外の者がB種類株式を取得することまたは取得したことについて、会社法第136条または第137条に定める承認の請求がなされた場合 当該承認の請求がなされたB種類株式
 - (2) B種類株主が死亡した日から90日が経過した場合 当該B種類株主が有していたB種類株式の全部（ただし、他のB種類株主に相続または遺贈されたB種類株式および当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。）

(株式の分割、株式の併合等)

- 第19条 当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式およびB種類株式ごとに、同時に同一の割合とする。
- 2 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
 - 3 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
 - 4 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、B種類株主にはB種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
 - 5 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
 - 6 当社は、株式移転をするとき(他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。)は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、B種類株主にはB種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
 - 7 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式およびB種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。

第 4 章 株 主 総 会

(招 集)

第 20 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 21 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 22 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 23 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 24 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 5 章 種 類 株 主 総 会

(種類株主総会への準用)

第 25 条 第 12 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2 第21条から第23条までの規定は、種類株主総会にこれを準用する。

(種類株主総会の決議の方法)

第26条 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる種類株主の議決権の3分の1以上を有する種類株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第6章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第27条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第28条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第29条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第30条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第31条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第32条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長

となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第33条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第34条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第35条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第36条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第37条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 39 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 40 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 41 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 42 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 43 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 44 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 45 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 46 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 47 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第48条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 8 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第49条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第50条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第51条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第52条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第53条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(自己の株式の取得)

第54条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(期末配当金)

第55条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第56条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第57条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 変更前定款第22条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第22条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第22条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2010年 6月30日改定
2010年11月29日改定
2011年 6月20日改定
2013年10月23日改定
2014年 1月29日改定
2014年 8月 1日改定
2015年 6月24日改定
2015年 8月 1日改定
2022年 6月30日改定